互助会会員の皆様へ

一般財団法人広島県職員互助会

一般財団法人広島県職員互助会では，インフルエンザ予防接種助成事業を次のとおり実施します。

【給付内容】

項　　目	内　　容
実 施 期 間	令和５年 10 月１日（日）～令和６年２月 29 日（木）
対　象　者	上記期間にインフルエンザの予防接種を受けた互助会会員 ※令和４年 10 月以降, 互助会会員となった短時間勤務職員も対象となります。 （家族は対象となりません。）
助 成 金 額	ワクチン接種料の４分の３（10 円未満の端数を切捨て） 助成対象回数は１回とする。

【インフルエンザワクチン接種及び請求における注意事項】

１　予防接種の手続

各自，予防接種実施医療機関で予防接種を受けてください。

（かかりつけの病院等で実施していない場合は，各地区の医師会ホームページ等を参考にしてください。）

地方職員共済組合広島県支部診療所でも実施します。

診療所実施期間：令和５年 11 月１日～12 月８日

２　助成金の請求手順

（１）　請求書様式

別紙「インフルエンザ予防接種助成金請求書」

（２）　添付書類

インフルエンザワクチン接種に係る領収書の原本

（他の医療行為の費用と混在している場合は，写しでも可能です。ワクチン接種に要した費用が分かるように，領収書に明記してもらってください。）

（３）　請求書提出先等

提出先：広島県職員互助会　給付係（福利課内）

提出期限：**令和６年３月 11 日（月）【必着】**

事務局　給付係（福利課内）
担当　松浦
電話　082-513-2262